

【裁定委員会】2025年3月13日付け決定

事案1

- 1 懲罰対象者
U12 クラブコーチ
- 2 懲罰の内容
本協会の登録資格を、2025年3月13日（懲罰決定の日）から2年間停止（バスケットボールに関する一切の活動について、2025年3月13日（懲罰決定の日）から2年間停止）する。
- 3 懲罰の起算日
2025年3月13日（理事会決定の日）
- 4 懲罰の理由
本協会倫理規程〔遵守事項〕に定める「補助金、助成金等に関して不正な経理処理および不正な申請、ならびに脱税その他の経理に関わる不正な行為を行ってはならない」に該当
- 5 事案の概要
都道府県協会主催事業参加者から徴収した金員の私的流用

事案 2

- 1 懲罰対象者
高等学校バスケットボール部指導者
- 2 懲罰の内容
本協会の登録資格を、2025年3月13日（懲罰決定の日）から1年間停止（バスケットボールに関する一切の活動について、2025年3月13日（懲罰決定の日）から1年間停止）する。
- 3 懲罰の起算日
2025年3月13日（理事会決定の日）
- 4 懲罰の理由
本協会倫理規程〔遵守事項〕に定める「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当
- 5 事案の概要
 - ・所属選手複数名に対する暴言行為（人格を一方的に否定し、侮辱する発言。自尊心を傷付け、侮辱する発言。）
 - ・所属選手に対するハラスメント行為（バスケットボールの指導の範囲を逸脱し、プライベートの配慮にも欠ける言動。）